

ゴルフクラブ利用約款

富士見ヶ丘カントリー倶楽部

富士見ヶ丘カントリー倶楽部利用約款

(約款の適用)

第 1 条 当ゴルフ場を利用される方は、会員、非会員を問わず、当倶楽部会則等によるほか、本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第 2 条 当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の用紙に署名を頂く（署名の確認）ことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けいたしますこととします。

(利用の申込み)

第 3 条 利用の申込みについては次の事項をご承知ください。

1. プレーは予約制となっています。予約は別に定める要領により予約していただきます。
2. 当日でもプレーに余裕がある場合は申込みをすることができます。
3. 予約者が偽名を使用して申込みがあった場合、受付後でも予約を取り消させていただきます。
4. 3名以内で1組ご利用の場合は、当日他の同伴者を含めて4名1組としてプレーしていただくことがあります。
5. 交通事情等でゴルフ場の到着が遅れたとき、プレーのスタート時間はゴルフ場が調整の上決定します。

(個人情報の保護)

第 4 条 当ゴルフ場は、予約時に電話・FAX等で入手した個人情報と、プレー当日受付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理します。尚、当ゴルフ場のイベント情報・営業案内等を葉書、FAX、メール等でご案内する場合があります。

(施設利用の拒絶)

第 5 条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕が無いとき。
2. 非会員については、会員の同伴・紹介が無い場合。
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、又はなす恐れのあると認められたとき。
4. 暴力団員又はその関係者、及び同伴した者。
5. 当ゴルフ場内において好ましくない行為があったとき。
6. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
7. エチケット、マナー、ルール、スロープレー等について、警告を無視して改めないとき。
8. 天災その他止むを得ない事情によりクローズするとき。
9. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない理由がある場合。

(休場日・営業時間)

第 6 条 当ゴルフ場の休場日及び開場期間・閉場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりますが、臨時に変更することがあります。

(金銭・その他貴重品)

第 7 条 金銭・その他貴重品は、施設内にある貴重品ロッカーをご利用いただきますが、この場合一切の管理責任は利用の方ご自身にありますので、紛失等の場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(携帯品・自動車等)

第 8 条 携帯品や場所を提供している駐車場内での盗難、損害等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカー)

第 9 条 当ゴルフ場においては、倶楽部ハウス内にあるロッカー設備はご利用者ご自身の責任のもとにご自由にご利用できます。ご利用の際には次の事項をご承知ください。

1. ロッカーには金銭その他の貴重品はお入れにならないでください。ロッカー内の金銭、貴重品等の盗難については責任を負いません。所持品については、各自の責任において施錠保管ください。
2. 当ゴルフ場が緊急と認めた場合にはロッカーを開扉し、点検する場合がありますので、ご了承ください。
3. 万一ロッカーの鍵を紛失された場合には直ちにお届けください。尚、紛失により修理を要した費用は相当分をご負担いただきます。

(宅配便の取り扱い)

第 10 条 宅急便によりゴルフクラブ、バッグ、シューズ、ケースなどのお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等の責任は負いません。

(危険防止とエチケット・マナーの厳守)

第 11 条 ゴルフは、時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、全て自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグランドにおける素振り)

第 12 条 クラブの素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないでください。

(乗用カートによるプレー)

第 13 条 当倶楽部におけるプレーは原則として乗用カートを使用します。乗用カートを使用するのプレーは次の事項をご承知ください。

1. 乗用カートでのプレーに際しては、倶楽部ハウス内・コース内・乗用カート等に掲示、又は表示してある注意事項を厳守し、安全な運転及びプレーを心掛けてください。
2. プレーに使用する乗用カートの運転に際し、操作方法等を良く確認した上でスタートしてください。
3. プレーヤーの不注意による乗用カート事故の為、ゴルフクラブ等プレーヤーの携帯品が破損した場合、当ゴルフ場はその責任を負いません。
4. プレーヤーの不注意により、乗用カートを破損、故障させて場合、当該プレーヤーはその修理費、又は購入費をご負担していただきます。

(飛距離の確認)

第14条 先行組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離をご自分で判断して、先行組に打ち込まないよう打球してください。

尚、打ち込んだことによるトラブルは全てプレーヤーの責任で処理していただきます。

(打者の前方には出ないこと)

第15条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第16条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

(待避及び待避所)

第17条 後続組に対し打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に待避してください。

(ホールアウト後の退去)

第18条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷・地震があった場合)

第19条 雷・地震で身に危険を感じた時は、直ちにプレーを中止し、待避所など安全と思われる場所に待避してください。

(火気使用の禁止)

第20条 コース内や倶楽部ハウス内での火気は、所定の場所以外ではご使用にならないでください。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻等は必ずよく消して灰皿へお入れください。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。確認後のクラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(損害賠償の責任)

第22条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員又は施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

(施設内へのお持ち込み品)

第23条 当ゴルフ場の施設内には次の物のお持ち込みをお断りいたします。

1. 動物、鳥類等のペット類 (事情により倶楽部が認める場合はこの限りでない。)
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのあるもの
5. 騒音を発するもの
6. 他人に迷惑を及ぼすもの

(行為の禁止)

第24条 施設内では、次の行為は禁止します。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告などの行為
3. 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)
尚、特に許可した場合であっても、利用者以外が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
4. 入れ墨者の脱衣室、浴室への入場
5. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

(非会員の責務並びに債務の保証)

第25条 会員が同伴、又は紹介した利用者(非会員)が、ゴルフ場に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の責務、及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払い債務について、会員は利用者の責務並びに債務の履行につき利用者と連帯して保証していただきます。

(非会員への周知方依頼)

第26条 会員は、会員の同伴又は紹介したる利用者(非会員)に対し、本約款の存在及びその内容を知らしめることをご協力願います。

(違背の場合の責任)

第27条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生された場合、又はご自身が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

(本約款の変更手続)

第28条 本約款の変更は当ゴルフ場を経営管理する会社の決定により、変更することができるものとなります。

(信義則)

第29条 その他、本約款、会則等に定めない事項は、ゴルフプレーの精神にのっとり、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

(施行)

第30条 本約款は平成16年12月21日より施行します。